

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について（改正案及び概要）

1 改正の趣旨

横浜市環境影響評価条例施行規則（以下、「規則」）は、横浜市環境影響評価条例（以下、「市条例」）の施行に関し必要な事項を定めたものです。規則では、環境影響評価の手続が必要な事業の種類（以下、「対象事業」）とその要件について、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業として定めています。

現在、事業の種類のうち「電気工作物の建設」について、「変電所の新設又は増設の事業（敷地面積が2.5ヘクタール以上のもの）」が要件のひとつとして定められています。

これまで電力貯蔵装置（以下、「蓄電池」）は、電気工作物の一つである変電所や発電所等の構内において扱われることが多い状況にありましたが、最近の再生可能エネルギーの普及促進に伴い、変電所や発電所等とは異なる、蓄電池を用いた電気工作物の必要が生じてきたことから、令和4年11月に「電気設備に関する技術基準を定める省令」が改正され、新たに「蓄電所」が定義づけられました。

市条例の対象事業に「蓄電所の新設又は増設の事業」はないため、蓄電所の追加及び所要の改正を行います。

2 変電所と蓄電所の類似点

変電所と蓄電所の類似点は表1のとおりです。変電所と蓄電所では、構外から伝送される電力を構外に伝送する所という機能は同じで、構内での処理内容が異なります。また、蓄電池とともに変圧器等が併設される施設についてはこれまでどおり変電所として取り扱われ、蓄電池のみを持つ施設が蓄電所として取り扱われます。

表1 変電所と蓄電所の類似点

	機能等	設備
変電所	<u>構外から伝送される電力を変圧器等にて変成し、構外に伝送する</u>	変圧器等、蓄電池
蓄電所	<u>構外から伝送される電力を蓄電池に貯蔵し、同一電圧・同一周波数で構外に伝送する</u>	蓄電池

3 改正の考え方

- ・市条例の対象事業である「変電所の新設又は増設の事業」の規模要件は、土地の面的開発の点から敷地面積となっている。
- ・蓄電池とともに変圧器等が併設される施設についてはこれまでどおり変電所として取り扱われる。
- ・蓄電所は変電所に類似する電気系統を有しており、土地の面的開発の点で環境影響のおそれの程度は同様である。

以上のことから、蓄電所を変電所と同様の要件で対象事業に追加します。

4 改正の内容

規則別表第1の「電気工作物の建設」の項の「第1分類事業の要件」及び「第2分類事業の要件」の欄並びに規則別表第2の「電気工作物の建設」の項の「対象事業の種類」の欄を次のとおり改正します。

現 行			改正案		
別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業			別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
4 電気工作物の建設	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるものあるもの	(5) 変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの	4 電気工作物の建設	(5) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第1条第4号の蓄電所(以下「蓄電所」という。)又は同第5号の変電所(以下「変電所」という。)の新設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上であるもの	(5) 蓄電所又は変電所の新設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満であるもの
	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの		(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業であって、敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの	(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業であって、敷地面積が2.5ヘクタール以上3ヘクタール未満増加するもの
別表第2（第17条）方法書の提出時期			別表第2（第17条）方法書の提出時期		
対象事業の種類		方法書の提出時期	対象事業の種類		方法書の提出時期
4 電気工作物の建設	(1)～(4) 略	電気事業法第47条第1項の規定に基づく認可の申請又は同法第48条第1項の規定に基づく届出の前	4 電気工作物の建設	(1)～(4) 略	電気事業法第47条第1項の規定に基づく認可の申請又は同法第48条第1項の規定に基づく届出の前
	(5) 変電所の新設の事業			(5) 蓄電所又は変電所の新設の事業	
	(6) 変電所の増設の事業			(6) 蓄電所又は変電所の増設の事業	

(※下線部分が改正箇所)

5 施行予定日

令和6年3月以降に公布・施行を予定